

海外から封書が届き、「あなたが5億円の宝くじに当選した。受け取るための手続き費用として8000円が必要」と記載されていた。何も応募などした覚えはないが、支払ってもよいか。

(70歳代男性)

相談者のケースは、海外宝くじに当選したかのような封書を送り付け、当選金を受け取るために必要だとして、手続き費用を支払わせる「当選商法」と呼ばれる悪質商法です。

手続き費用をクレジットカードで支払うためにカード番号を相手に伝えてしまうと、その後も定期的に引き落とされることもあります。カード番号は、安易に教えないように注意しましょう。

申し込んでもいないのに、宝くじが当選することは絶対にありません。「当選した」などの甘い話には乗らないようにしましょう。

相手に連絡を取ったり、お金を支払ったりせずに、無視するようにしてください。

また、高齢者が当選金をもらえると信じ込み、手数料を何度も支払っているケースも散見されます。

周囲の人は、日頃から不審なダイレクトメールや、スマートフォンなどにSMS（ショート・メッセージ・サービス）が届いていないか、様子を常に見守り、場合によっては着信拒否などの対応を取りましょう。

日本では、許可を得た地方自治体を除き、宝くじの販売や賞金の受け取りは法律で禁止されています。

特に海外の宝くじは、買うだけでも違法となる可能性があります。絶対に購入してはいけません。

心配な時は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口、または消費者ホットラインの「188」に、ご相談ください。